

平成30年7月豪雨で 被害にあわれた際の手続きや受けられる支援策について

【令和2年1月1日時点】

【事前にお読みください】

被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。災害により、家屋等に被害を受けますと、様々な手続きが必要となる一方で、被害を受けられた方に対しての支援策も用意されています。そうした手続きや支援策をまとめておりますのでご活用ください。

【目次】

1. これからの手続きのために
 - り災証明書の発行 . . . P2
2. 被災により証書類が消失してしまった際の手続き
 - 障がい福祉 . . . P3
 - 子育て、母子など . . . P3
 - 精神保健福祉など . . . P4
 - 印鑑登録、マイナンバーカード、住民票など . . . P4
3. 被害を受けられた方への支援策
 - 見舞金、支援金の支給 . . . P5
 - 利子補助金の交付 . . . P6
 - 市営住宅の一時入居 . . . P6
 - ごみの処理手数料の減免 . . . P6
 - 水道料金及び下水道使用料の減免 . . . P6
 - 市県民税や市税など税金に関する支援 . . . P7
 - 国民年金に関する支援 . . . P9
 - 子育てに関する支援 . . . P9
 - 建築確認申請手数料などの減免 . . . P10
 - 市立図書館の弁償免除 . . . P10
4. 相談窓口 . . . P11

1. これからの手続きのために

●り災証明書の交付申請

【内容】

り災証明書は、家屋等の被害を受けた方が各種手続きをする際に必要となる場合があります。被害を受けた本人が申請してください。本人以外が申請する場合は委任状が必要となります。（り災（届出）証明申請書、委任状は松山市ホームページ及び申請窓口にあります。）

【手続き方法】

り災証明書の申請には、松山市が行う住家等被害認定調査を事前に受ける必要があります。事前に、り災証明書の交付を受けられるかについて、危機管理課へお問い合わせください。

【申請窓口】

市役所本館5階危機管理課、松山市役所中島支所、松山市役所興居島支所

【開設時間】

平日の9時～17時

【申請に必要なもの】

○本人確認書類（運転免許証など、顔写真がある官公署発行のもの。なければ健康保健証など顔写真がない官公署発行の本人確認書類を2点、もしくは顔写真がない官公署発行の本人確認書類1点と学生証、社員証、金融機関の通帳・キャッシュカード、病院等の診察券など1点でも大丈夫です。）

○罹災証明書申請書は窓口でご記入いただきます。印は不要です。

【り災届出証明書について】

り災届出証明書は、家屋以外の被害について写真等で確認し、被災者からの届出があったことを証明するもので、現地調査は行いません。自動車や家財、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応しています。

申請される場合は、認印、り災状況を示す写真を準備のうえ、上記申請窓口にお越しください。なお、ご不明な点がありましたら、危機管理課までご連絡ください。

【申請様式】

り災（届出）証明申請書や委任状等の様式については下記のページにあります。

松山市ホームページ >> 暮らしの情報 >> 申請書ダウンロード >>暮らし >> 消防・救急・防災
>> り災(届出)証明 >> 罹災(届出)証明申請書(風水害、地震等)

【問合せ先】

危機管理課 089-948-6794

2. 被災により証書類が消失してしまった際の手続き

●障がい福祉課

【内容】

- ・身体障害者手帳の再発行
- ・重度心身障害者医療費受給者証の再発行
- ・自立支援医療受給者証（更生医療）の再発行
- ・障害福祉サービス受給者証等の再発行

【手続き】

いずれも、窓口での再交付の手続きにより、各証を再交付します。身体障害者手帳を再発行される場合のみ、顔写真（縦4cm、横3cm）をご持参ください。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

身体障害者手帳に関する事	→ 障がい福祉課（手帳担当）	089-948-6369
医療費助成に関する事	→ 障がい福祉課（医療助成担当）	089-948-6936
障害福祉サービス受給者証等に関する事	→ 障がい福祉課（障害福祉サービス担当）	089-948-6433

●子育て支援課

【内容】

乳幼児医療費受給者資格証・ひとり親家庭医療費受給者証の再発行

【手続き】

来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）、及び認印（なくても可）の提示により、各証を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

子育て支援課（医療助成担当） 089-948-6888

●健康づくり推進課

【内容】

- ①母子健康手帳の再発行
- ②乳児一般健康診査受診票の再発行
- ③小児慢性特定疾病医療受給者証等・未熟児養育医療券・自立支援医療（育成医療）受給者証等の再交付

【手続き】

- ①母子健康手帳の再発行
お様が松山市民であることが証明できるもの（健康保険証・乳幼児医療費受給資格証等）の提示により、再交付します。
再交付の料金は無料です。証明できるものがない場合は、ご相談ください。
- ②乳児一般健康診査受診票の再発行
母子健康手帳をご持参のうえ、窓口で届出書を記入していただき、既に受診した受診回数分の受診券を取り除き再交付します。再交付の料金は無料です。
- ③受給者証等を紛失している場合は、再交付申請書を提出していただくことで、受給者証等を再交付し郵送します。まずはお電話等でお問合せください。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

- ①母子健康手帳に関する事②受診票に関する事 →
すくすく・サポート市役所（089-948-6343）、すくすく・サポート保健所（089-911-1822）、
すくすく・サポート南部（089-969-1400）、すくすく・サポート北条（089-993-0646）、
すくすく・サポート中島（089-997-1177）
- ③各医療助成制度に関する事 → 健康づくり推進課（健康支援担当） 089-911-1870

●保健予防課

【内容】

- ①精神保健福祉手帳の再交付
- ②自立支援医療（精神通院）受給者証の再交付
- ③被爆者手帳の再交付
- ④特定医療費（指定難病）受給者証の再交付
- ⑤予防接種手帳の再発行

【手続き】

①～④本人確認書類（マイナンバーカード・医療保険証等）の提示により、証の再交付申請の受付をおこない、県へ進達、後日交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、証の再交付申請の受付をおこないます。再交付の料金は無料です。

⑤母子手帳の提示により、予防接種手帳を再交付します。母子手帳がない場合は母子手帳の再発行と併せて再発行をするか、本人確認書類（マイナンバーカード・医療保険証等）の提示により、手帳を再交付します。本人確認書類がない場合は、り災証明書を確認し、再交付します。再交付の料金は無料です。

【問合せ先】

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------|
| ①、②精神保健福祉に関すること | →保健予防課（精神保健福祉担当） | 089-911-1816 |
| ③被爆者手帳に関すること | →保健予防課（難病対策担当） | 089-911-1857 |
| ④難病対策に関すること | →保健予防課（難病対策担当） | 089-911-1857 |
| ⑤予防接種に関すること | →保健予防課（予防接種担当） | 089-911-1858 |

●市民課

【内容】

- ①印鑑登録
- ②通知カード・マイナンバーカードの再交付
- ③住民票、戸籍、印鑑証明書など証明書の発行

【手続き】

①印鑑登録証・実印の双方またはいずれか一方を消失した場合は、窓口で印鑑登録廃止届をご提出いただいたうえで、あらためて印鑑登録をしていただきます。り災証明書の提示で登録料は無料になります。

②通知カード・マイナンバーカードを消失した場合は、紛失・廃止届のご提出により、無料で再発行します。本人確認書類（免許証・医療保険証等）のご提示も必要となりますので、事前にお問い合わせください。

③生活再建の手続きに必要な住民票や戸籍、印鑑証明書などを無料で交付します。り災証明書と本人確認書類をご持参ください。印鑑証明書が必要な場合は、併せて印鑑登録証も持参してください。

【問合せ先】

- | | |
|----------------|--------------|
| ①市民課（印鑑担当） | 089-948-6338 |
| ②市民課（マイナンバー担当） | 089-948-6569 |
| ③市民課（証明発行担当） | 089-948-6342 |

3. 被害を受けられた方への支援策

自然災害により家屋被害等を受けられた方への支援策をご用意していますが、被害状況によって受けることができる支援が異なります。下表に支援対象となる被害状況を掲載していますが、あくまで目安ですので、詳細は関係各所にお問い合わせください。なお、家屋の被害認定は市が現地調査等により行います。

●災害被災者への見舞金の支給

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、死亡

【内容】

災害で被害を受けた世帯に対して見舞金を支給しています。支給対象者は、り災者の属する世帯の世帯主またはその遺族の方です。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（援護事業担当） 089-948-6814

●被災者生活再建支援金（国制度）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊

【内容】

平成30年7月の豪雨災害で、居住する住宅が全壊や大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（援護事業担当） 089-948-6814

●被災者生活再建特別支援制度（市・県制度）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

国制度の支援を受けられた世帯、及び居住する住宅が半壊、床上浸水の被害を受けられた世帯に、県市が連携して特別支援金を支給します。詳しくは、市民参画まちづくり課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民参画まちづくり課（平和行政・援護事業担当） 948-6814

●松山市平成30年7月豪雨災害対応利子補助金

【内容】

平成30年7月豪雨の被害を受けた事業者で、松山市振興資金融資制度を利用する事業者に対し、利子補助金を交付します。

■対象者：次の要件をすべて満たす方

- ①松山市振興資金融資制度の利用者であること
- ②豪雨災害に係る罹(り)災証明書の交付を受けていること
- ③営業の短縮や停止、売上げの減少、また豪雨災害の対応策として一時的に資金を必要としているなど、豪雨災害による影響を受けていること
- ④補助金交付時に市税を滞納していないこと
- ⑤豪雨災害が発生した日～平成31年3月31日に融資が実行されていること

■対象期間：利子の支払開始後、初回利子支払日の属する月から3年間（1年ごとに申請）

■利子補助率：年1.5%以内

■利子補助額：毎年1月～12月までに返済した利子に対し、利子補助額を算定します。

詳しくは地域経済課までお問い合わせください。

【問合せ先】

地域経済課（中小企業支援担当） 948-6783

●市営住宅の一時入居

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水等

【内容】

一時避難先として市営住宅を利用できる場合がありますので、詳しくは、住宅課までお問い合わせください。

【問合せ先】

住宅課（維持管理・徴収担当） 089-948-6498

●ごみの処理手数料の減免

平成30年7月の豪雨災害によって松山市内で生じた災害廃棄物を本市のごみ処理施設へ直接持ち込む場合に限り、処理手数料の減免と受入ごみ種別の拡充を行っていましたが、令和元年6月29日（土曜日）をもって終了しました。

被災箇所へつながる道路の復旧がまだ等の事情により、平成30年7月の豪雨災害による災害廃棄物の処分がまだお済みでない方で、ごみ処理手数料の減免措置の利用を希望される場合は、清掃施設課（948-6902）までご相談ください。

●水道料金及び下水道使用料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水等

【内容】

上水道、簡易水道（北条・中島地区）及び公共下水道の利用者のうち、次のような場合には、水道料金や下水道使用料の減免を受けることができます場合があります。詳しくは、水道サービス課及び下水道サービス課までお問い合わせください。

- (1) 土砂崩れなどにより給水装置が破損し漏水したとき。
- (2) 浸水した家財などの洗浄により使用量が増加したとき。
- (3) 市が一時的に提供する市営住宅に入居したとき。

【問合せ先】

水道サービス課（料金担当） 089-998-9803

下水道サービス課（使用料担当） 089-948-6530

●所得税の確定申告

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水 等

【内容】

災害等により、生活用資産等に損失が生じたとき、損失額と保険金によって補てんされる金額の差が総所得の10%を超える場合、雑損控除として確定申告をすると一定の金額の所得控除を受けることができます。確定申告をする場合は、り災証明書、損失額を証明する資料、源泉徴収票及び震災保険等により、補てんされる金額が分かるもの等を用意してください。詳しくは、市民税課または松山税務署までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290
松山税務署 089-941-9121

●個人市県民税の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水 等

【内容】

災害により、住宅及び家財に損失が生じた場合は、個人市県民税が減免されることがあります。ただし、納付期限を過ぎてしまった分及び前納したものは、減免の対象になりません。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民税課 089-948-6290

●市税の納期限の延長

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付等を行うことが困難な場合は、申請することによって、納期限の延長を受けることができます。詳しくは納税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

納税課 089-948-6837

●市税の徴収猶予

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水

【内容】

災害により財産が被害を受け、市税の納期内納付が困難と認められる場合には、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴収の猶予を受けることができます。詳しくは納税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

納税課 089-948-6837

●固定資産税の減免

【支援対象となる被害状況】

- ・土地：流出、水没、埋没、崩壊など
- ・家屋：全壊、半壊、一部破損、床上浸水など
- ・償却資産：全壊、一部破損

【内容】

火災・水害・地震などで、土地・家屋・償却資産が被害を受けた場合、固定資産税の減免を受けることができます。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

【問合せ先】

資産税課（土地担当） 089-948-6313
（家屋担当） 089-948-6319
（償却資産担当） 089-948-6309

●納税証明書などの各種証明手数料や固定資産税に関する閲覧手数料の免除

【支援対象となる被害状況】

罹災証明書が交付される被害

【内容】

平成30年7月豪雨で被災された方が生活の再建を図るため必要となる証明書の手数料等を免除します。詳しくは、納税課又は資産税課までお問い合わせください。

○免除される証明書等

- ①納税証明書
- ②完納証明書
- ③市県民税課税（所得）、非課税証明書
- ④固定資産課税台帳記載事項証明書
- ⑤固定資産評価証明書
- ⑥固定資産土地・家屋課税台帳（名寄帳）
- ⑦固定資産（償却資産）課税台帳
- ⑧固定資産登記事項（土地・家屋）
- ⑨固定資産証明書（無資産証明書）
- ⑩住宅用家屋証明書（中古住宅）
- ⑪地番図

【問合せ先】

①～⑤については納税課 089-948-6266
⑥～⑪については資産税課 089-948-6311

●国民年金保険料の免除（特例申請）

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、資産に重大な損害を受けた場合、国民年金保険料が免除されることがあります。詳しくは、国保・年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

国保・年金課（国民年金担当） 089-948-6352

●児童クラブの利用

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水

【内容】

災害復旧のため、放課後等に児童を預ける必要がある場合は、児童クラブを利用できる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童健全育成担当） 089-948-6411

●児童扶養手当

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、所得による支給制限を適用しない特例があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

【問合せ先】

子育て支援課（児童扶養手当担当） 089-948-6845

●保育料の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水

【内容】

災害により、認可保育所等に入所している児童の住居に著しい損害があった場合は、保育料が減免されることがあります。詳しくは、保育・幼稚園課までお問い合わせください。

【問合せ先】

保育・幼稚園課（運営担当） 089-948-6412

●建築確認申請手数料等の減免

【支援対象となる被害状況】

全壊、大規模半壊、半壊

【内容】

災害により、被災した建築物等の建替えについて建築確認申請手数料等が減免されることがあります。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

【問合せ先】

建築指導課（総務担当） 089-948-6509

●市立図書館の貸出図書の弁償免除

【支援対象となる被害状況】

災害により市立図書館の資料を消失・破損した場合

【内容】

災害により、市立図書館の資料を消失・破損した場合、弁償が免除されることがあります。詳しくは、中央図書館事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】

中央図書館事務所 089-943-8008

4. 相談窓口

●平成30年7月豪雨災害 相談窓口

【内容】

平成30年7月の豪雨で被災された方からの相談は、第一義的な窓口として、市民相談課がお受けします。ご相談・お問い合わせの内容に合わせて担当課をご案内します。

【相談窓口】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●消費生活相談

【内容】

平成30年7月豪雨に伴い、義援金詐欺等の災害に便乗した詐欺、工事関係、その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談をお受けしています。

【相談窓口】

松山市役所 本館1階 消費生活センター
089-948-6382
（8:30～16:00 土日・祝日を除く）

●無料弁護士相談

【内容】

市民の皆さまの困りごとについて、法律的な助言や解決へのアドバイスを行う無料の弁護士相談を実施しており、このたびの災害に伴う相談もお受けしています（毎週第1～第4水曜日）。定員あり、予約制（一人あたり30分以内、年1回）

【問合せ先】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●愛媛弁護士会による無料電話相談

【内容】

平成30年7月豪雨による愛媛県内の被災者を対象に、弁護士による無料の電話相談を実施しています。

【相談窓口】

愛媛弁護士会（松山市三番町4丁目8番地8）
0120-585-855（フリーダイヤル）
（12:00～14:00 毎日（日曜祝日も含む） 12/27まで）
※11月以降も平日は実施しますが、土日祝日については愛媛弁護士会のHPをご確認ください。

●無料司法書士相談

【内容】

災害に伴い、借家・テナントや土地の賃貸者契約、土地・建物の登記に関する困りごとなどの相談をお受けします。（毎月第1・第3木曜日）。定員あり、予約制（一人あたり30分以内、年1回）

【問合せ先】

松山市役所 本館1階 市民相談課（市民相談窓口）
089-948-6211、6690
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）

●愛媛県司法書士会による無料電話相談

【内容】

平成30年7月豪雨による愛媛県内の被災者を対象に、司法書士による無料の電話相談を実施しています。

【相談窓口】

愛媛県司法書士会（松山市南江戸1丁目4番14号）
0120-08-2950（フリーダイヤル）
（平日 14:00～17:00）

●行政書士による無料電話相談

【内容】

松山市と愛媛県行政書士会との「災害時における被災者支援に関する協定（平成28年10月25日締結）」に基づき、被災された皆様からの電話相談を無料で受け付けます。

※電話窓口にて、まずはじめに「被災に関する相談」とお申し付けください。

※行政書士の仕事はホームページをご参照ください。（<http://www.e-gyosei.or.jp/>）

【問合せ先】

愛媛県行政書士会無料相談センター
089-946-1443
（平日9時から午後5時まで）

●アスベストに関する相談窓口

【内容】

建築物の倒壊・撤去等にともない、アスベストが飛散するおそれがあります。アスベストが含まれていると思われる建材（吹付け材、耐火被膜材、保温材、スレート板等）を確認した場合は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

松山市役所 本館4階 環境指導課（大気担当）
089-948-6442
（8:30～17:15 土日・祝日を除く）